

IPD 懇談会の運営について

令和5年5月26日

IPD 懇談会決定

1. 議事の運営

IPD 懇談会には主査を置く。主査は、IPD 懇談会の議長となり、議事を運営する。

2. 会議及び会議資料の公開

公正かつ適正な技術士試験の実施が困難になるおそれのある案件について審議する場合には、IPD 懇談会の議事及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。